

防府市上下水道局安全衛生管理要綱

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の職場及び職員の安全及び衛生管理に必要な事項を定め、公務災害の防止及び軽減を図り、もつて安全な業務の推進に寄与すること、並びに快適な職場環境の形成を促進するとともに、職員の健康の保持増進に資することを目的とする。

(安全管理者)

第2条 上下水道局に、法令の定めるところにより安全管理者を置く。

2 安全管理者は、防府市上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)が選任する。

3 安全管理者は、職場及び職員の安全管理に関する事務を総括し、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。

4 安全管理者は、所属長、安全責任者その他安全管理に関係ある者を監督指導する。

(衛生管理者)

第3条 上下水道局に、法令の定めるところにより衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、事業管理者が選任する。

3 衛生管理者は、衛生管理に関する業務を総括し、快適な職場環境の形成の促進及び職員の健康の保持増進に努めなければならない。

4 衛生管理者は、所属長、衛生責任者その他衛生管理に関係ある者を監督指導する。

(所属長)

第4条 所属長は、職場及び職員の安全管理及び衛生管理の責任者として、職員の公務災害の防止及び軽減を図り、職場及び職員の安全の維持向上並びに快適な職場環境の形成の促進及び職員の健康の保持増進に努めなければならない。

(安全責任者)

第5条 上下水道局に安全責任者を置く。

- 2 安全責任者は、各課の課長補佐級の職員のうち所属長が指名した者とする。
- 3 安全責任者は、職場及び職員の安全管理の推進者として、この要綱に定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。
- 4 安全責任者は、次の各号に掲げる事務を掌理する。
 - 一 危険防止に関すること。
 - 二 安全教育に関すること。
 - 三 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
 - 四 庁舎及び上下水道施設等の安全巡視に関すること。
 - 五 安全管理に関する記録等の整備に関すること。
 - 六 その他安全管理に関すること。
- 5 安全責任者は、前項各号に定める事務に関し、必要に応じ所属長に対し、改善措置等について意見を具申しなければならない。

(衛生責任者)

第6条 上下水道局に衛生責任者を置く。

- 2 衛生責任者は、各課の課長補佐級の職員のうち所属長が指名した者とする。
- 3 衛生責任者は、職場及び職員の衛生管理の推進者として、この要綱に定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。
- 4 衛生責任者は、次の各号に掲げる事務を掌理する。
 - 一 快適な職場環境の形成及び職員の健康保持増進に関すること。
 - 二 衛生教育に関すること。
 - 三 保健指導や防疫に関すること。
 - 四 庁舎及び上下水道施設等の衛生措置に関すること。
 - 五 衛生管理に関する記録等の整備に関すること。
 - 六 その他衛生管理に関すること。
- 5 衛生責任者は、前項各号に定める事務に関し、必要に応じ所属長に対し、改善措置等について意見を具申しなければならない。

(職員)

第7条 職員は、常に安全及び衛生に関し自己管理に努めるとともに、安全管理者及び衛生管理者、所属長並びに安全責任者及び衛生責任者が、この要綱に基づいて実施する安全及び衛生管理上の措置又は指示に従わなければならない。

ない。

(産業医)

第8条 上下水道局に、法令の定めるところにより産業医を置く。

- 2 産業医は、医師のうちから事業管理者が選任する。
- 3 産業医は、職員の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行う。
- 4 産業医は、前項に規定する事項に関し、衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(安全衛生委員会)

第9条 上下水道局に安全衛生委員会を置く。

- 2 安全衛生委員会は、次の各号に掲げる安全及び衛生管理に関する基本的な事項及び重要な事項を調査審議する。
 - 一 危険及び健康障害の防止に関すること。
 - 二 安全及び衛生管理の指導及び教育に関すること。
 - 三 庁舎及び上下水道施設等の整備に関すること。
 - 四 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
 - 五 その他職員の安全及び衛生確保に関すること。

(安全衛生委員会の構成等)

第10条 安全衛生委員会は、別に定める「防府市上下水道局安全衛生委員会設置要綱」によるものとする。

(安全及び衛生教育)

第11条 所属長は、職員の安全及び衛生管理に関する意識の高揚を図るため、あらかじめ定める教育計画に基づき安全及び衛生管理に関する教育を実施しなければならない。

(健康診断)

第12条 健康診断は、採用時健康診断、定期健康診断、結核健康診断及び臨時健康診断とする。

- 2 採用時健康診断は、採用しようとする者について行う。
- 3 定期健康診断は、全ての職員について毎年度原則として一回行う。
- 4 結核健康診断は、健康診断の際結核の発病のおそれがあると診断された職員について、当該健康診断後おおむね6箇月後に行う。

5 臨時健康診断は、職員の健康管理上必要があると認めるときに行う。

(健康診断の結果の通知)

第13条 事業管理者は、健康診断を受けた職員に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(保健指導)

第14条 事業管理者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる職員に対し、保健指導を行うものとする。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第15条 事業管理者は、法令の定めるところにより、職員に対し心理的な負担の程度を把握するための検査等を行う。

(防疫)

第16条 衛生管理者は、その管理する庁舎等において感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する感染症をいう。以下同じ。）又は食中毒が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、直ちに消毒等必要な措置を講じなければならない。

(感染症等発生時の届出)

第17条 職員は、自己又は同居中の者が感染症又は食中毒にり患したときは、速やかに衛生管理者に届け出なければならない。

(災害時応援業務後の健康管理)

第18条 衛生管理者は、職員が災害時応援業務に従事したときは、必要に応じ、次に掲げる措置をとり、健康管理に万全を期さなければならない。

- 一 帰局後速やかに、職員に心身の異常の有無を確認させること。
- 二 洗身、洗眼、うがい、保温等を励行させること。
- 三 大規模災害等が発生した場合には、惨事ストレス対策を行うこと。

2 衛生管理者は、職員が災害時応援業務等に従事し、感染症にり患のおそれがあると認められる場合には、消毒の実施、医師の診察等必要な措置を講じなければならない。

(安全管理者及び衛生管理者等に対する教育等)

第19条 事業管理者は、安全管理者及び衛生管理者その他安全及び衛生管理に

関係ある者に対し、安全及び衛生管理に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めなければならない。

- 2 事業管理者は、職員に対し職員の安全及び衛生管理並びに健康保持に関する知識の向上を図るため、あらかじめ定める安全及び衛生に関する教育計画に基づき安全及び衛生教育を実施しなければならない。

(安全管理者及び衛生管理者巡視)

第20条 安全管理者及び衛生管理者は、少なくとも毎年1回庁舎及び上下水道施設等を巡視し、安全及び衛生管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(安全責任者及び衛生責任者巡視)

第21条 安全責任者及び衛生責任者は、少なくとも毎年1回庁舎及び上下水道施設等を巡視し、職員の安全及び衛生管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(庁舎及び上下水道施設等)

第22条 所属長は、常に安全及び衛生管理に配慮し、庁舎及び上下水道施設等の整備に努めるとともに必要に応じ安全及び衛生管理措置を講じなければならない。

(車両及び資機材の点検整備)

第23条 職員は、常に車両及び資機材を点検、整備し、異常が認められた場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

(各種記録及び報告)

第24条 安全責任者及び衛生責任者は、次の各号に掲げる安全及び衛生管理に関する記録を整備し、所属長に報告するとともに、必要に応じて安全管理者及び衛生管理者に報告しなければならない。

- 一 安全及び衛生教育実施記録
- 二 安全及び衛生巡視等の結果記録
- 三 その他安全及び衛生管理上必要な記録

- 2 各種記録及び報告等の文書の保存期間は、3年とする。

(秘密の保持)

第25条 この要綱の施行に係る事務に従事する者は、その事務に関して知り得

た職員の秘密を他に漏らしてはならない。その事務に従事しなくなった後も、
また同様とする。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。